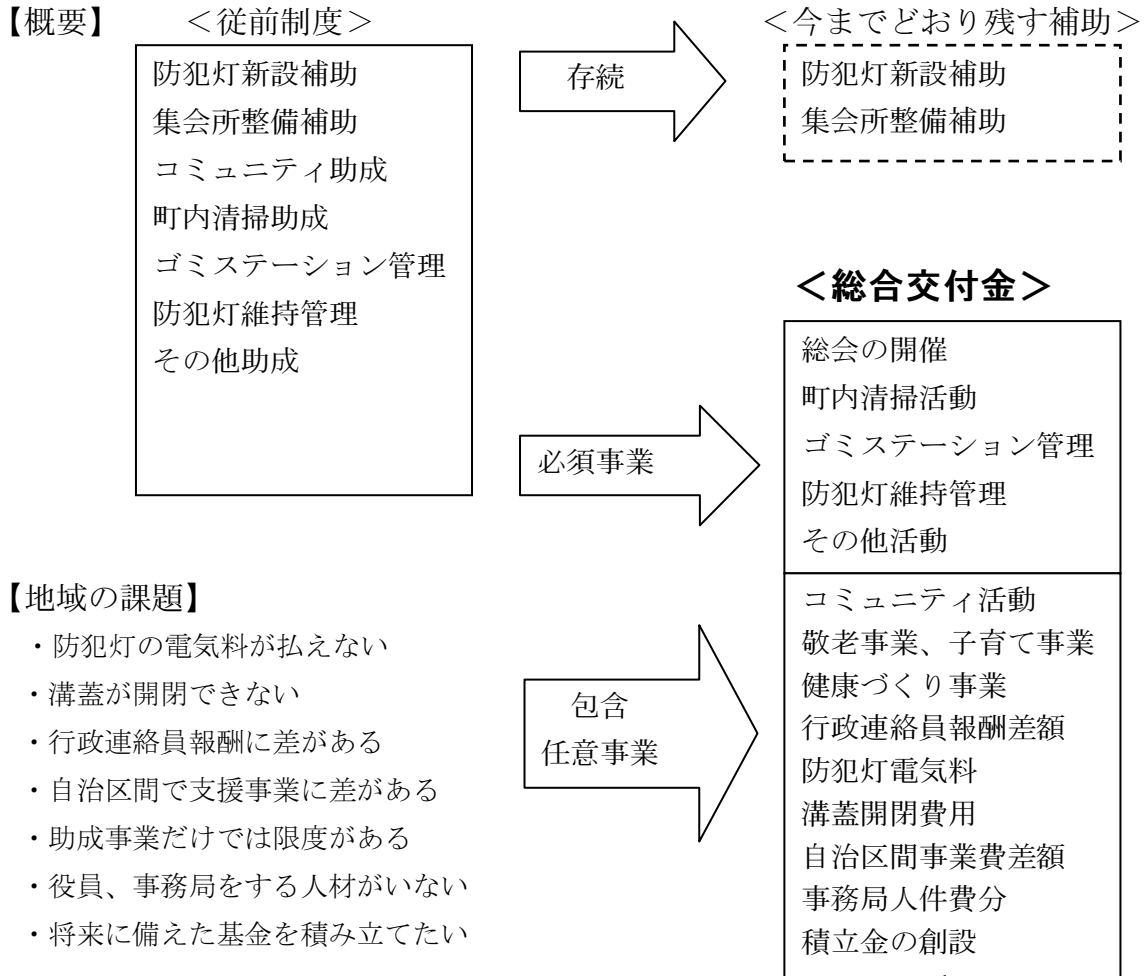


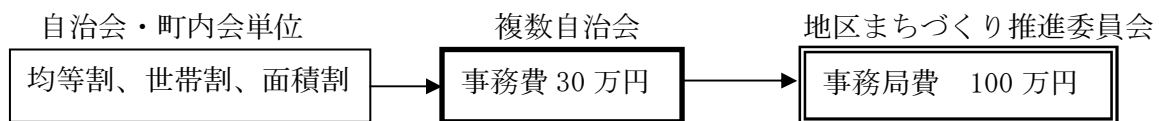
まちづくり総合交付金の概要について

- 【趣旨】
- ・ 自由度が高く増額した交付金で様々な地域要望に応える。
 - ・ 過疎化・高齢化した地域の枠組みを大きくし活動の活性化を図る。
 - ・ 事務手続きの簡素化で取り組み易くする。
 - ・ 地域づくり支援制度の不均衡を解消する。(行政連絡員報酬も)



例えば、このようなことに使える。ただし、用途については、あくまで地域の主体的な考えに基づく。三隅自治区では、地域担当制度などを通して、用途の検討、会の運営等を支援したい。

《三段階加算支援方式》



- ＜その他＞
- ・ 地区まちづくり推進委員会設置要綱を制定し設置基準を設ける。
 - ・ まちづくり総合交付金要綱を制定し事務手続きを簡素化する。
 - ・ 過疎法による過疎債を財源とするため当面平成 27 年度まで。
 - ・ 市の他課の事業で包含できる事業を検討中。